令和５年度 北区居住支援協議会総会　次第

期日:令和6年1月23日(火曜日)
時間：午後3時から
場所：北とぴあ9階 902会議室

1．開　　会

2．議　　題
（1）住宅ストックの活用に係る包括連携協定の締結について
（2）お部屋探しサポート事業（おしらせ型・よりそい型）の実施について
（3）UR 及び JKK との連携によるセーフティネット住宅の供給について
（4）北区住宅マスタープランの改定について

3．閉　　会

【配布資料一覧】
- 次第
- 議題資料一式
- 相談シート（おしらせ型）

議題（１）
住宅ストックの活用に係る包括連携協定の締結ついて

議題（１）

「居住支援に係る包括連携協定」の解除について

令和３年６月に締結した「居住支援に係る包括連携協定」を解除する

【協定団体】
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第九ブロック
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部城北支部
ホームネット株式会社（東京都指定の居住支援法人）
東京都北区

【解除理由】
- 両不動産団体と居住支援だけでなく、セーフティネット住宅の供給促進や空き家対策など、より幅広い分野における連携が必要となるため
- 本協定に基づく、見守り電球・初回登録料助成事業の廃止を行うため
  ⇒ 本事業は、これまで実績がなく、また、「見守り電球」の供給元であるホームネット株式会社の事業縮小により廃止を決定

議題（１）

「住宅ストックの活用に係る包括連携協定」の締結について

【協定締結日】
令和６年１月２９日（月）

【協定団体】
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第九ブロック
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部城北支部
東京都北区

【協定目的】
両不動産団体が有するノウハウやネットワーク等を居住支援、セーフティネット住宅の供給促進、空き家対策など、より幅広い分野で活かし、区と相互に連携を図ることで、区内の住宅ストックの活用を総合的に推進していくことを目的とする。

議題（1）

包括連携協定の範囲（イメージ図）

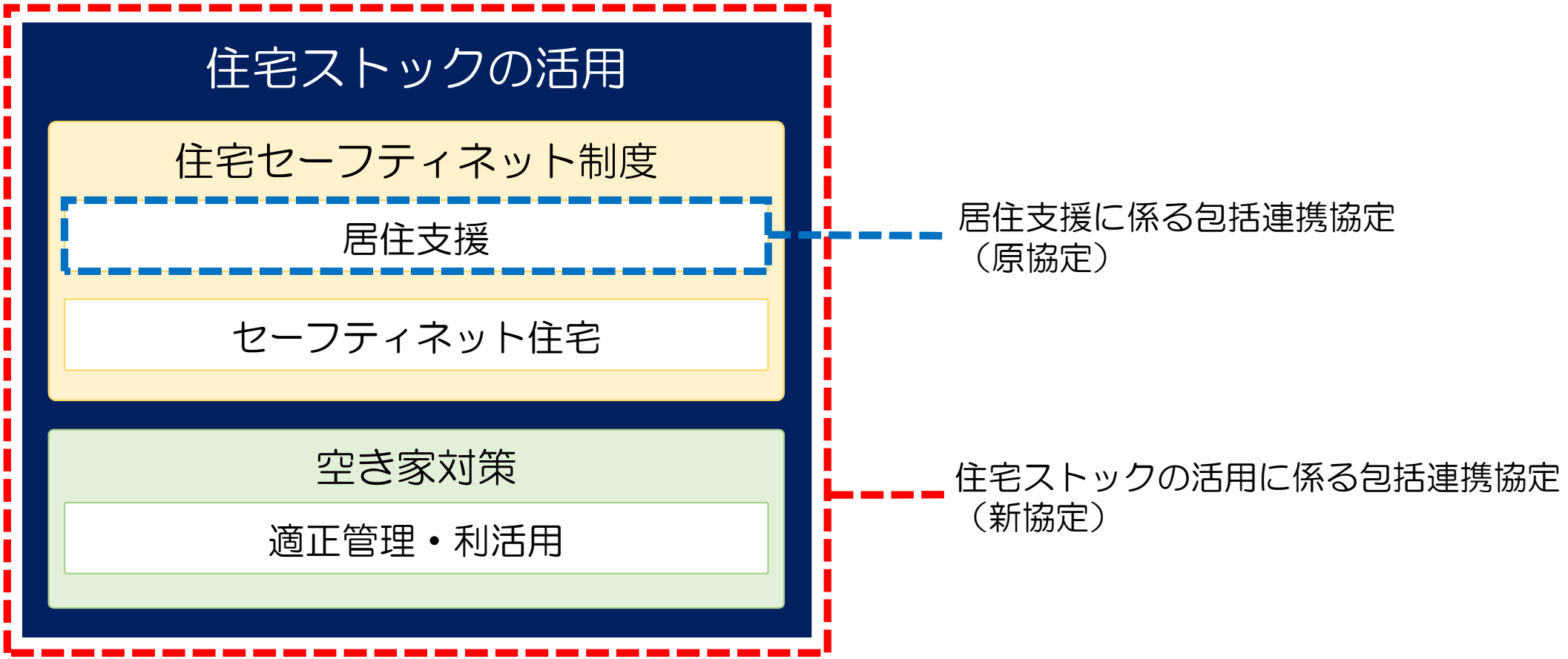

議題（２）
お部屋探しサポート事業（おしらせ型・よりそい型）の実施ついて

議題（２）

これまでの住宅相談（民間賃貸住宅）について

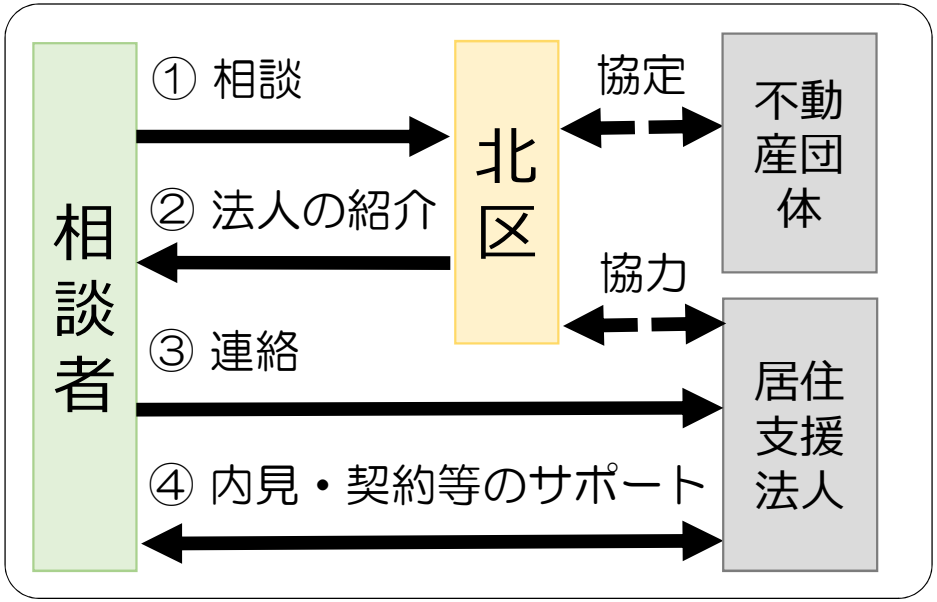

北区を業務区域とする居住支援法人を紹介

① 不動産団体及び不動産団体に加盟する不動産店と連携した「お部屋探しサポート事業（おしらせ型）」を実施

② 北区を業務区域とする居住支援法人と連携した「お部屋探しサポート事業（よりそい型）」を実施

①及び②の事業について、庁内外の関係部局で受付ができるよう相談体制の整備を行う

＜参考＞

令和４年度：相談件数 98件　成約件数 19件

令和５年度：相談件数 83件　成約件数 14件（11月時点）

議題（2）

「おしらせ型」の概要①

【事業概要】
区の登録を受けた「協力不動産店」と連携し、民間賃貸住宅の「空き室情報」を提供する事業

【対象者】
- 高齢者世帯（65歳以上のみの世帯）、ひとり親世帯、多子世帯（子が3人以上）
- 自立した日常生活が送れること
- 生活保護を受けていないこと　等

【受付窓口】
- 住宅課
- 高齢福祉課高齢相談係
- 各高齢者あんしんセンター
- そらまめ相談室
- くらしとしごと相談センター

議題（2）

「おしらせ型」の概要②

【事業のフロー】

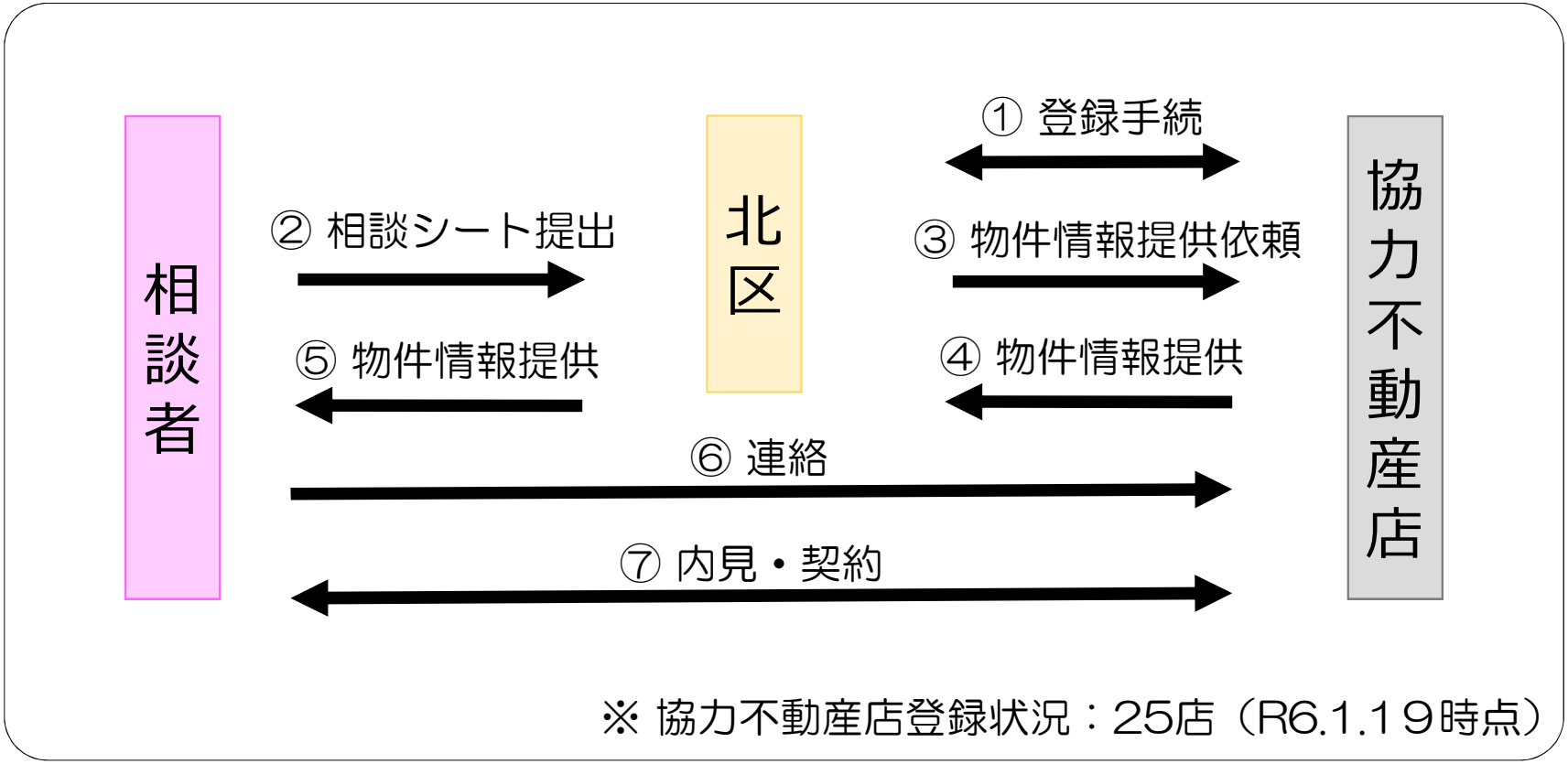

議題（２）

「よりそい型」の概要①

【事業概要】
区の登録を受けた「協力居住支援法人」と連携し、法人によるお部屋探し、内見、契約等のサポートを実施する事業

【対象者】
- 住宅確保要配慮者（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、低額所得者世帯 等）
  ※ 各法人が対象とする住宅確保要配慮者

【受付窓口】
- 住宅課
- 庁内関係各課（福祉部、子ども未来部 等）
- 各高齢者あんしんセンター
- そらまめ相談室
- くらしとしごと相談センター

議題（２）

「よりそい型」の概要②

【事業のフロー】

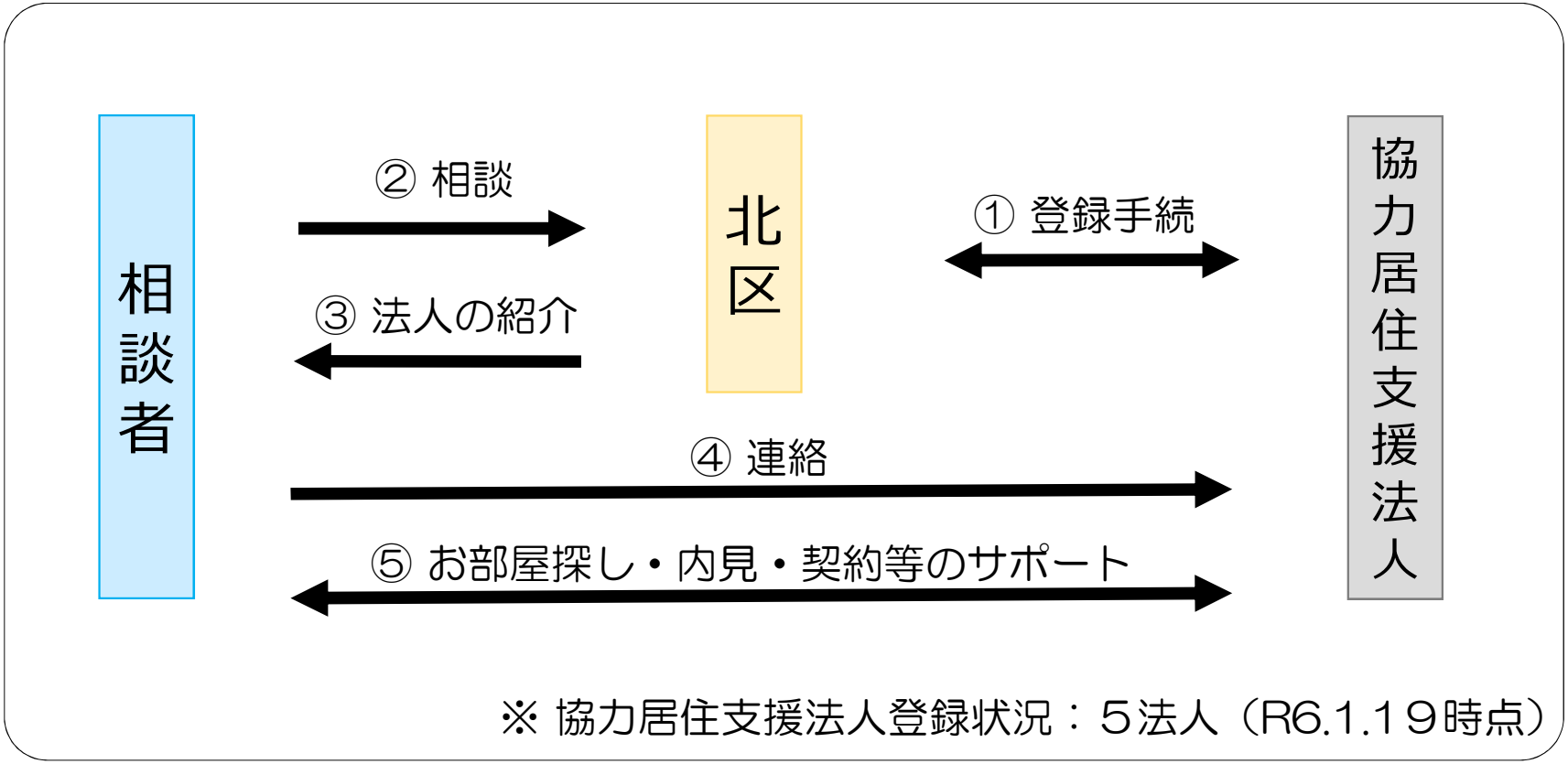

※ 協力居住支援法人登録状況：５法人（R6.1.19時点）

議題（３）
UR及びJKKとの連携によるセーフティネット住宅の供給について

議題（3）

セーフティネット住宅の概要

住宅確保要配慮者の入居を拒まない「**登録住宅**」と住宅確保要配慮者のみが入居可能な「**専用住宅**」で構成される

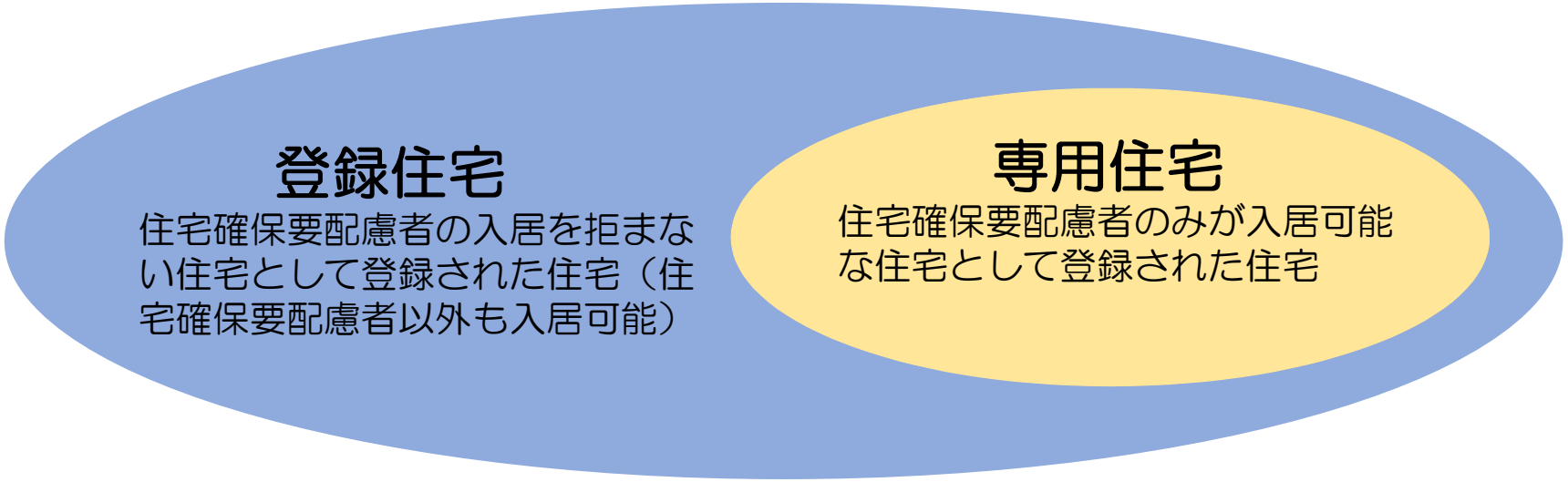

（セーフティネット住宅）

議題（３）

セーフティネット住宅の登録数

東京都において登録されたセーフティネット住宅は、国土交通省の管理する専用WEBサイト（セーフティネット住宅情報提供システム）に掲載される

＜参考＞
北区の登録件数
登録住宅：８８棟８２５戸（空き室：３棟３戸）
専用住宅：１棟１戸（空き室：０棟０戸）※UR賃貸住宅
（令和６年１月１９日時点）

[専用WEBサイトへのアクセス方法]

セーフティネット住宅

https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php

（セーフティネット住宅情報提供システム）

議題（３）

都市再生機構（UR）との調整状況

【これまでの経過】

令和４年１０月　国、東京都、URと協議を開始
令和５年　９月　URと協定を締結
　　１２月　専用住宅（豊島五丁目団地の住戸）の募集を開始
　　区による入居者資格の審査（対象者：26世帯）
令和６年　１月　URによる入居者抽選（抽選申込者：17世帯）
　　URによる入居者資格の審査
　　入居者決定

【今後の予定】

引き続き、専用住宅の供給に向けた協議を行う

＜参考：専用住宅の対象団地＞

- 豊島五丁目団地
- 王子五丁目団地
- 神谷堀公園ハイツ

（協定締結式の様子）

議題（３）

東京都住宅供給公社（JKK）との調整状況

【これまでの経過】
　令和５年１０月　JKKと協議を開始

【今後の予定】
　令和６年　１月　JKKと協定を締結（３１日協定締結式）
　　年度内　専用住宅の供給時期、募集方法等について協議

【その他】
　入居対象者については調整中

議題（３）

「専用住宅」に対する改修費補助について（令和5年4月～）

「専用住宅」を供給する民間賃貸住宅に対する改修費補助事業を実施しています。

＜セーフティネット住宅改修費補助事業＞

【補助対象工事】
①バリアフリー改修工事、②耐震改修工事、③子育て世帯対応改修工事、④防火・消火対策工事、
⑤間取り変更工事、⑥共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、⑦省エネルギー改修工事、
⑧新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事、
⑨東京都居住支援協議会が認める工事、⑩調査において居住のために最低限必要と認められた工事、
⑪工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）

【補助金額】
補助対象工事に要した費用の2/3（限度額：100万円、①～⑥の工事を含む場合は200万円）

議題（３）

「専用住宅」に対する家賃低廉化補助について（令和5年4月～）

「専用住宅」を供給する民間賃貸住宅に対する家賃低廉化補助事業を実施しています。

＜セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業＞

【入居者の要件】
- 北区に１年以上住所を有していること
- 生活保護や住居確保給付金等の公的住宅扶助を受けていないこと
- 所得が月額１５万８千円以下（公営住宅法施行令の規定により算出した額）であること　等

【補助金額】
一住戸当たりの限度額４万円／月（原則１０年間）
※本来家賃額から「公営住宅並み家賃」を差し引いた額

議題（４）
北区住宅マスタープランの改定について

議題（4）

北区住宅マスタープラン改定の概要

北区住宅マスタープラン2020の策定から4年が経過し、社会経済情勢や区民の生活スタイル等の変化により住宅施策に関連する法令・計画等の見直しが図られるなど、住宅に対するニーズは多様化かつ高度化している。

これらの変化に対応するため、まちづくり、福祉、環境等の各部門と連携を図りながら、住宅施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新たな北区住宅マスタープラン2025（仮称）を策定する。

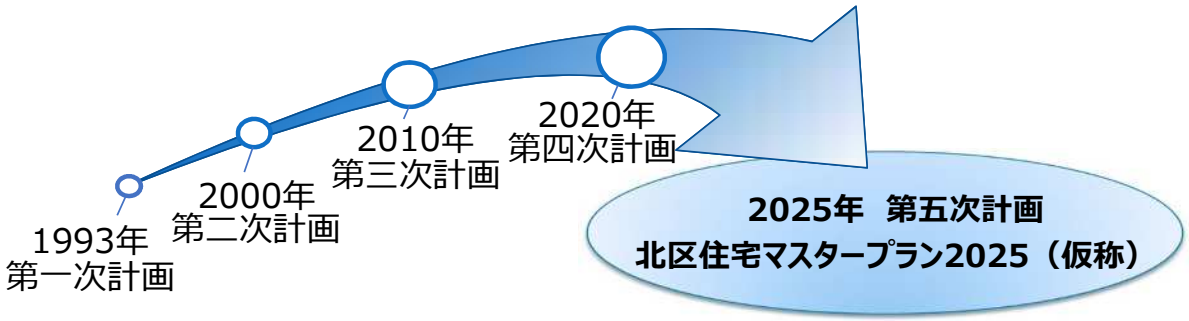

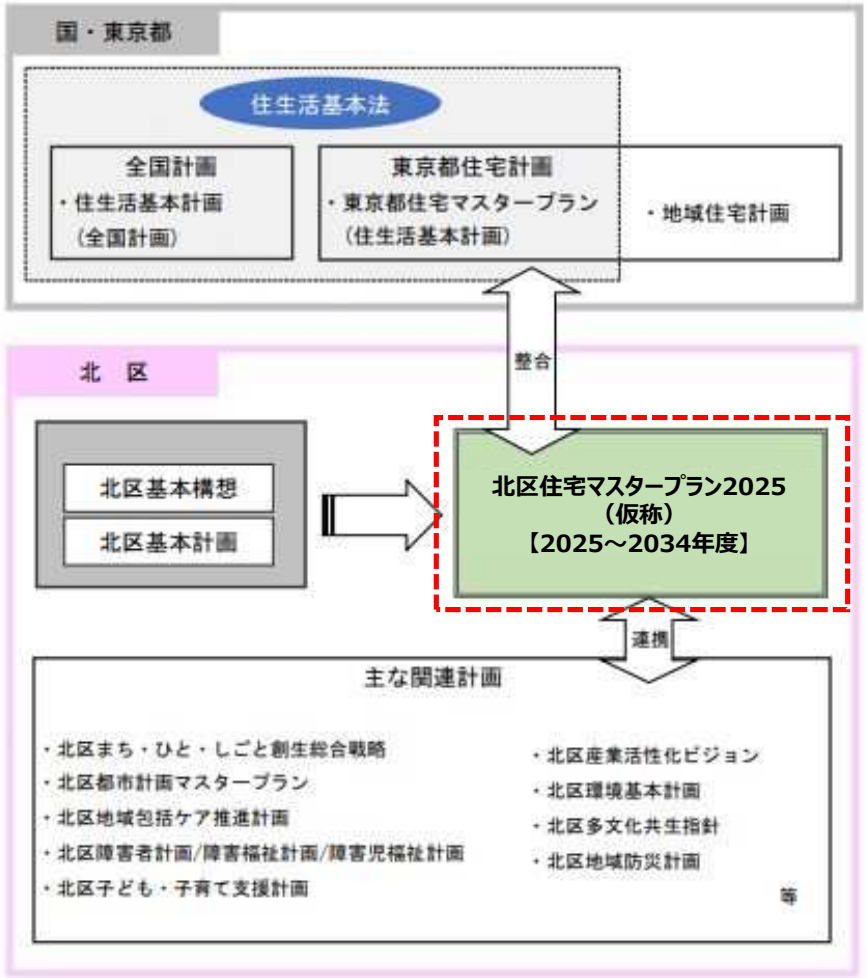

議題（4）

住宅対策審議会の構成

住宅対策審議会

・東京都北区住宅基本条例に基づく「住宅対策審議会」
・区長の諮問に対して答申を行う区の附属機関で、学識経験者、区民、区議会議員、関係団体等の20名程度の委員で構成

住宅対策審議会専門部会

・住宅対策審議会の下命を受けて、専門分野の調査又は検討を行うための部会
・居住支援、定住化促進など「人」に対する施策を中心に検討する「第1専門部会」、空家等対策、マンション管理など「住宅・住環境」に対する施策を中心に検討する「第2専門部会」を設置

庁内検討会

・庁内の関係各課（まちづくり、福祉、環境等）による会議

議題（４）

改定スケジュール（案）

【令和５年度】
- 公募型プロポーザルにより委託事業者（コンサル）を選定

【令和６年度】
- 現行計画の評価
- 基礎調査（区民アンケート等）
- 住宅マスタープラン2025（仮称）素案策定

【令和７年度】
- パブリックコメント
- 住宅マスタープラン2025（仮称）策定

（住マス2020）

第６号様式（第７条関係）　　令和６年４月２日

東京都北区お部屋探しサポート事業（おしらせ型）情報提供依頼書

東京都北区長　殿

対　　象	☑ 高齢者世帯（６５歳以上）☐ ひとり親世帯 ☐ 多子世帯（子ども３人以上）		
依頼人氏名	北区　一郎	電話番号	０３（３９０８）９２０１
送付先住所	（〒114－8508） 北区王子本町 1-15-22		

以下の事項について認め、かつ、同意します（☐に✔をご記入ください。）。

☑ 現在、北区に住んでいます。　☑ 自立して日常生活を送ることができます。
☑ 現に住宅に困窮しています。　☑ 暴力団関係者ではありません。
☑ 生活保護法による住宅扶助を受けていません。
☑ この様式の記載内容について、北区の関係部署間で共有することを同意します。
☑ 物件情報の取得のため、この様式の記載内容（個人情報である氏名、生年月日、送付先住所及び電話番号を除く。）について、協力不動産店に提供することを同意します。

以下のとおり、物件の情報提供を依頼します。

	氏名	生年月日	年齢	続柄	車いすの使用
物件情報提供希望者	北区　太郎	S24 年９月１日	７４歳	父	有 ・ 無
	北区　花子	S28 年６月８日	７０歳	母	有 ・ 無
		年　月　日	歳		有 ・ 無
		年　月　日	歳		有 ・ 無
		年　月　日	歳		有 ・ 無

希望条件	入居希望時期	令和６年５月上旬
	引っ越し理由	☑ 立退き　☐ 家賃　☐ 身体上の理由　☐ 離婚 ☐ 現住居への不満　☐ その他（　　）
	希望エリア	赤羽駅から徒歩１０分以内
	家賃上限	月額５０,０００円以下（管理費・保証費等込）
	広さ	㎡以上　間取り（１）R ・ K ・ DK ・ LDK 以上
	設備の希望	☑ 風呂 ☑ トイレ ☑ エアコン ☑ その他（ﾓﾆﾀｰ付ｲﾝﾀｰﾎﾝ）
	その他	配慮事項（身体状況等）など不動産店に伝えておきたい事項があればご記載ください。 階段の昇降が辛いため、１階の部屋又はエレベーター付きの物件を希望します。
緊急連絡先	☑ 有（入居希望者との関係：友人）　・　☐ 無	
保証人	☐ 有（入居希望者との関係：　　）　・　☑ 無	

（以下は記入しないでください。）

受付部署収受印	情報提供期限	受付番号※
’24.04.02	令和６年４月２３日	R　－
	備　考	照会日※
	依頼人は、入居予定者の息子（代理）	年　月　日
		回答日※
担当者名：松本		年　月　日

※住宅課処理欄